令和８年度

町野配水池補正滅菌機ユニット更新工事

特　記　仕　様　書

輪島市上下水道局

目　　次

第１節　一般事項 ---------- 1
§１　適　用 ---------- 1
§２　提出図書 ---------- 1
§３　関連諸方規の厳守 ---------- 1

第２節　機械設備 ---------- 4
§１　補正滅菌機ユニット ---------- 4

第１節　一　般　事　項

§１　適　用

本仕様書は、令和８年度　町野配水池補正滅菌機ユニット更新工事に適用する。本仕様書に記載のない事項については、次の仕様書等に準拠するものとする。

(1)　契約書
(2)　現場説明事項
(3)　設計図書(特記仕様書、設計図面、設計書)
(4)　日本水道協会「水道施設設計指針」2012
(5)　日本水道協会「水道維持管理指針」2006
(6)　日本水道協会「水道施設耐震工法指針・解説」2009
(7)　国土交通省大臣官房官庁営繕部　機械設備工事共通仕様書
(8)　国土交通省大臣官房官庁営繕部　機械設備工事標準図
(9)　日本水道協会「水道工事標準仕様書」【設備工事編】2010

§２　提出図書

受注者は、工事の着手に先だって次に掲げる図書等を提出しなければならない。

(1)　承諾図
(2)　施工図
(3)　現場代理人及び主任技術者
(4)　工事工程表
(5)　竣工図書

§３　関連諸法規の厳守

受注者は、工事施工に当たり次に掲げる諸法規等を厳守し、工事の円滑な遂行を図るとともに、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(1)　労働基準法
(2)　労働安全衛生法
(3)　道路法
(4)　騒音規制法
(5)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(6)　電気設備、発電設備に関わる準拠規格
(7)　その他工事施工上必要な法規

ア　疑義の解釈

受注者は、本仕様書及び設計図書に定められた事項に基づき工事施工を行うものとする。受注者は、常に監督員と連絡をとり、入念かつ円滑に施工しなければならない。また、特に明記なき事項であっても、本施設の目的及び工事施工上、当然必要なものは、監督員の指示にしたがい、受注者の負担において整備又は施工しなければならない。 なお、本仕様書及び設計図書等に疑義を生じた場合等は、監督員と協議の上決定するものとする。

イ　諸手続

本工事施工のために必要とする関係官公署、企業等への必要な手続は、受注者において迅速に処理することを原則とする。ただし、当市を経由して交渉又は手続しなければならないときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出なければならない。

ウ　工事着手

工事工程表に基づき工事に着手するものとするが、着工に先立ち必ず監督員にその旨を連絡し、工程の承諾を得てから着工しなければならない。

エ　材　料

工事に使用する材料は、ＪＩＳ及びＪＳＷＡＳ、ＪWWA規格に適合するものとする。また、電気設備の製造に用いる材料又部品は、ＪＥＣ、ＪＥM規格に適合したものでなければならない。また、規格の規定がないものについては、品質等がそれぞれ均衡を得たものを使用し、当市監督員の承諾を受けること。

オ　材料の検査

受注者は、材料の検査願を提出し、これに基づいて監督員が検査をする。検査の結果不合格となった材料については速やかに搬出し、不足分を再度検査する。

カ　工事現場管理

（ア）受注者は、工事現場内における、工程管理、品質管理、現場取締を行うために、同種工事に経験の豊富で優秀な主任技術者を選出し、配置するものとする。

（イ）工事現場の管理は、労働基準法、その他関連法規に従って漏なく行い、工事車両による道路交通、歩行者通行の妨げ、工事労働者その他の風紀衛生の乱れ及び火災窃盗等に対し、充分な注意対策を施すものとする。

キ　安全衛生管理

受注者は、労働安全衛生に関する諸法令に基づき安全衛生管理者を定め、工事現場における安全衛生管理を徹底するものとする。

ク　工程管理

工事工程を管理するために、受注者は当市が定める日時の打合せ会議に出席し、工程表に基づき協議するものとする。なお、協議事項は打合せ記録を当市に提出して承認を得るものとする。

ケ　施工の検査

各工事は、予め監督員の指定した工程に達した時検査を受け、合格承認を得た後、次の工程に移る。

（ア）施工後、検査が不可能又は困難な工事は、その施工に当たり監督員の立会検査を受ける。

（イ）各種機械器具、配管、配線設備等の工事終了後は、監督員立会の上、必要に応じてそれぞれ試運転、機能試験、施工承認の確認等を行う。

（ウ）検査不合格のときは、速やかに補修又は取替えを行い、再検査を受けるものとする。

（エ）試運転において、浄水機能の確認を行うこと。

コ　設計図書と現場の差異

設計図書と現場の差異が生じた場合は、速やかに監督員に申し出て指示を受けるものとする。現場での収まり、取り合わせ等の関係で材料の寸法、接合位置、取付方法等により数量が増減した場合においては変更することがある。ただし、軽微な数量については工事費の変更はしないものとする。

サ　安全施設

道路交通、歩行者通行等に係る安全施設は、受注者の責任において設置するものとする。また、監督員が特に必要と認め、指示した場合においては、速やかにその安全施設を設置すること。

シ　工事報告

工事の進捗、労務者の就業、機械、材料の搬入、使用状況等を明確に記入して提出する。なお、これらの状況は記録写真として当市に提出すること。

ス　竣工図書

受注者は、工事完成と同時に竣工図、その他検査に必要な書類を指定部数提出するものとする。提出部数は、監督員が指示する。

セ　保　証

納入機器、材料等製品に関して、受注者は供用開始の日より１年間を保証すること。また、据付配線等工事に関して受注者の故意、重大な過失により事故等が生じたことが明らかな場合、受注者は２年間その責を負うものとする。これらの場合が生じたときには、早急に保証又は交換等の対策を施すとともに、その期間中の仮設等の処置も併せて、受注者の負担において行うこととする。

第２節　機械設備

§１　補正滅菌機ユニット

１　主要項目

・分離型次注入ポンプ　FSP-1-S 型　電磁駆動式
　　Max：30ml/min×1.0MPa　単相：100～240V
　　自動エア抜き装置　OP-VE8/24 型
　　無注入検出器　FMN-SS0MB 型

・分離型次亜注入ポンプコントローラ　FSP-A-S 型
　　アナログ信号　DC4～20mA 受信式

・オートパージャーコントローラ　FMP3-FA 型